

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 116機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所 行田県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、中央児童相談所、所沢児童相談所
保健医療部	東松山保健所、坂戸保健所
産業労働部	計量検定所
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、水産研究所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、大宮東高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、与野高等学校、和光高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、行田特別

	支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、蓮田特別支援学校、東松山特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、大宮西警察署、朝霞警察署、上尾警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、熊谷警察署、行田警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成31年1月8日～平成31年2月5日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
県土整備部	越谷県土整備事務所	<p>平成 29 年 8 月に締結した「社会資本整備総合交付金（改築）整備工事[基盤創造]（用地取得あっせん業務委託）」の協定において、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務が協定の履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった。 2 履行期限経過後、成果品の補正に不測の日数を要した上、補正完了後の完了検査も 2 か月あまり遅延した。
警察本部	警察学校	<p>平成 29 年度の「警察学校空調機器保守管理業務委託」について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p>
警察本部	大宮西警察署	<p>平成 30 年度の「一般廃棄物処理業務委託契約」について、業務内容の追加を目的とする変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約書第 6 条に規定する契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかったことは、不適切であった。</p>